

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施に関する計画
に盛り込まれた主な再発防止策について

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に基づき、都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施に関する計画（実施計画）を定めることができることとされている。

各実施計画に盛り込まれた再発防止策（実施計画策定時点のもの）としては、主に以下のものがある。

組織としての 危機管理意識 の徹底	庁内連絡会議の設置 全庁的会議での問題共有、関係部局との連携会議 各地域機関と本庁の連携強化
職員の危機意識 の徹底	各種研修会への参加、職場研修の実施 新規採用職員・業種別職員専門研修の実施 事例ケーススタディの実施 コンプライアンス推進委員会の整備 危機管理マニュアル・法令遵守推進要領の作成 解決事例集等の整備
職員等の知見、 ノウハウの向上	産業廃棄物処理等指導要綱の制定 監視指導要領・マニュアル作成・測量調査等各種研修の実施 中小企業診断士の指導による経営状況の把握 立入検査研修会等の実施 許可更新時の審査手引の作成
組織体制、 監視体制の強化	専門部署（課、室等）の設置、人員増 保健所に廃棄物特別監視員の配置 県警(OB 含む。)職員の配置 環境系・土木系技術職の配置 市町村職員併任発令、権限委譲 産業廃棄物不法投棄監視員の配置 夜間休日パトロールの実施 監視カメラの設置 情報管理システムの導入による情報共有化等強化 監視指導記録のデータベース化 排出事業者への情報提供推進 処理業者、処理施設設置者に対する立入検査強化

<p>行政権限の適切な行使</p>	<p>行政処分の方針に基づく迅速な対応 行政処分の方針を踏まえた行政処分の基準策定 県外産業廃棄物の適切な指導監視 最終処分場の監視強化 要綱に基づく事前協議段階での指導 要綱に基づく適正な処理施設の設置指導等の徹底、要領に基づく最終処分場の許可に関する事前協議制度の設定 条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管に関する事前届出制、保管量の制限等に関する条例 ・ 中間処理後の産業廃棄物の保管上限数量の規制、使用済みタイヤ等の保管基準の設定等に関する条例 ・ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（事前協議の義務化、環境保全協力金制度） ・ 産業廃棄物税条例 ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成制度
<p>関係機関との連携強化</p>	<p>庁内関係部署、県警、海上保安庁、消防、近隣自治体、市町村等との連携強化（会議・協議会の開催、合同パトロール、スカイパトロール、車両検査等） 民間企業・団体等との情報提供・共同監視の協定等 庁内関係課による監視指導等プロジェクトチームの編成</p>
<p>普及啓発の強化</p>	<p>不法投棄防止強化月間等の設定 各種媒体を活用した、住民からの情報提供の呼びかけ 排出事業者等向け出前講座の開催 県産業廃棄物協会と合同で排出事業者、処理業者に対する研修会、個別訪問の実施 処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入 県独自のリサイクル認定制度の創設 HPへの情報公開 行政処分に係る地元説明会 住民との意思疎通のため第三者による仲介機会の設定</p>
<p>住民等によるチェック機能強化</p>	<p>行政処分情報等の積極公開 不法投棄ホットラインの設置（電話、ファックス等） 有力情報提供者への報奨金交付制度の実施 施設設置地域近隣住民との懇話会の設置 処理施設設置の際に地元住民等と事業者による環境保全協定の締結</p>